

Weekly Report

第665号
令和4年9月12日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

短時間労働者の社会保険適用拡大 Q & A

現在、厚生年金の被保険者数が501人以上の特定適用事業所で働くパート・アルバイト等の短時間労働者は、3/4基準(週の所定労働時間及び月の所定労働日数が常時雇用者の3/4以上)を満たさない場合でも一定要件を満たす方は厚生年金・健康保険の被保険者となりますが、本年10月から特定適用事業所の要件などが見直され、適用が拡大されます。

◆ Q & A

Q. 特定適用事業所に該当する企業は？

A. 本年10月から、被保険者数が常時101人以上となる企業が特定適用事業所に該当します。なお、令和6年10月からは51人以上の企業となります。

Q. 新たに適用対象となる短時間労働者とは？

A. 本年10月から特定適用事業所で働く短時間労働者で、①週の所定労働時間が20時間以上、②月額賃金が8.8万以上、③2ヵ月を超える雇用見込みがある、④学生ではない、のすべてに該当する方が新たに厚生年金・健康保険の適用対象とな

ります。

Q. 「月額8.8万円以上」の算定対象は？

A. 基本給及び諸手当で判断し、残業代や賞与、臨時的な賃金、通勤手当などは含みません。

Q. 健康保険の被保険者として認定されるための収入要件(年収130万円未満)は変わる？

A. 被扶養者認定の収入要件に変更はありませんが、年収130万円未満でも3/4基準又は4要件を満たす方は、厚生年金・健康保険の被保険者となります。

Q. 特定適用事業所に該当しなくなった場合は？

A. 不該当届を提出することで該当しなくなったものとして扱われます。その際、使用される被保険者の3/4以上の同意を得ることが必要です。

実質無利子・無担保融資は今年申込分まで

新型コロナの影響を受けた事業者に対して、日本公庫等が実施している実質無利子・無担保融資は本年9月末までの申込受付分をもって取扱いが終了となります(9月末までに申込受付していれば融資決定が10月になった場合でも対象)。

日本公庫等による実質無利子・無担保融資は、新型コロナ関連融資(新型コロナ特別貸付等)の借入を行った方が一定の要件を満たす場合に、中小企業基盤整備機構が最長3年間にあたる利子相当額を一括して助成する特別利子補給により、実質的に無利子・無担保で融資を行うものです。

取扱い終了に伴い、駆け込みの申込が増加し、融資決定までに時間がかかる可能性があります。

たばこ税の引上げは来月で一旦終了

平成30年度税制改正で、たばこ税の段階的な引上げがおこなわれており、紙巻きたばこは3段階(平成30年10月・令和2年10月・令和3年10月)で1本当たり3円引上げられ、加熱式たばこは「重量」と「価格」で紙巻きたばこの本数に換算する課税方式への移行に伴う引上げが5段階(平成30年10月～令和4年10月)で行われています。

本年10月の引上げ(加熱式たばこの5回目)で、平成30年度改正によるたばこ税の増税は最後ですが、今後も増税されることが予想されます。